

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年3月6日

横浜市契約事務受任者

1 契約の概要

(1)破損ガラスの交換修繕

2 履行(納品)場所

神奈川県横浜市港南区港南台4丁目37-1  
日野南中学校

3 契約日

令和2年2月6日

4 履行日又は履行期間

令和2年2月6日から令和2年2月7日

5 契約金額

1,521,190円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市保土ヶ谷区星川3-14-37  
有限会社 大西ガラス

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和2年2月5日(水)から6日(木)早朝にかけて、日野南中学校で昇降口周囲、個別教室等の窓ガラス計45枚が破損しました。児童の通路や教室における損壊であり、学校運営に多大な影響があるため、緊急契約で修繕を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

従前から当該学校のガラス交換作業の実績がある業者を選定した。

9 所管課

教育委員会事務局教育施設課